

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 遊漁船業の適正化に関する法律の遵守状況に応じた更新時の登録の有効期間の短縮

遊漁船業者の登録の更新を受けようとする者が、遊漁船業の適正化に関する法律の規定等の遵守の状況が不良な者である場合は、当該更新に係る登録の有効期間を、五年から、当該遵守の状況を考慮して四年以内において政令で定める期間に短縮するものとする。

(第三条第二項関係)

第二 業務規程の登録の申請書への添付

遊漁船業者の登録を受けようとする者は、業務規程を申請書に添付しなければならないものとする。

(第四条第二項関係)

第三 遊漁船業者の登録における欠格期間の延長及び欠格事由の追加

一 登録を取り消された者等が登録を受けることができない期間を二年から五年へ延長するものとする。

(第六条第一項第一号、第二号、第八号及び第九号関係)

二 遊漁船業者の登録における欠格事由に次に掲げる場合を加えるものとする。

(一) 登録を受けようとする者と密接な関係を有する者が登録を取り消されてから五年を経過しない場合

(第六条第一項第三号関係)

(二) 立入検査実施後、登録の取消しに係る聴聞を行うか否かを決定する日までに相当の理由なく事業の廃止の届出をした者等が当該届出の日から五年を経過しない場合

(第六条第一項第四号から第六号まで関係)

(三) 船員法の規定に違反して罰金の刑に処せられてから五年を経過しない場合

(第六条第一項第九号関係)

(四) 暴力団員又は暴力団員でなくなつてから五年を経過しない者である場合及びこれらの者が事業活動を支配する場合

(第六条第一項第十号及び第十三号関係)

(五) 業務規程のうち利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項が農林水産省令で定める基準に適合していない場合

(第六条第一項第十六号関係)

第四 遊漁船業務主任者の乗船の義務化等

一 遊漁船業務主任者は、遊漁船に乗り組んで業務を行わなければならないものとする。

(第十二条関係)

二 遊漁船業務主任者は、誠実にその職務を行わなければならないものとする。

三 遊漁船業者は、遊漁船業務主任者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならないものとする。
こと。
(第十三条関係)

第五 標識の電気通信回線に接続して行う自動公衆送信による公衆の閲覧

遊漁船業者は、営業所及び遊漁船に掲示する標識について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないものとする。
(第十七条関係)

第六 事故を引き起こしたときの報告の義務化

遊漁船業者は、その遊漁船が衝突し、乗り揚げ、その他農林水産省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、速やかに、事故の種類、原因等を都道府県知事に届け出なければならないものとする。
(第十九条関係)

第七 遊漁船の利用者の安全及び利益に関する情報の公表の義務化

一 都道府県知事は、第六の届出を受理したときに当該届出に関する事項を、業務改善命令又は登録の取消し若しくは事業の停止の命令をしたときに当該処分に係る事項を速やかに公表するほか、遊漁船の利

用者の安全及び利益に関する情報を逐次公表するものとする。

(第二十二條關係)

二 遊漁船業者は、利用者の安全を確保するために講じた措置等の遊漁船の利用者の安全及び利益に関する情報を公表しなければならないものとする。

(第二十三條關係)

第八 遊漁船業に関する協議会制度の創設

一 都道府県知事は、遊漁船業における利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組を推進するため、都道府県知事、遊漁船業者、漁業協同組合、学識経験者等を構成員とする協議会(二において「協議会」という。)を組織することができるものとする。

二 協議会は遊漁船の利用者の安全の確保等について必要な協議を行うものとし、協議会において協議が調った事項については、その構成員はその協議の結果を尊重しなければならないものとする。

(第二十八條關係)

第九 罰則の強化

遊漁船の利用者の安全に係る業務改善命令違反及び当該業務改善命令の法人による違反に対する罰則を強化するものとする。

(第三十四條及び第三十七條關係)

第十 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第二条から第九条まで関係)